

「ポストコロナ元年～持続可能な発展に向けて～」
の実現に向けた提案・要望

<針路別提案・要望>

針路 10 豊かな自然と共生する社会の実現

■みどりの保全と創出



1 緑地保全の推進に係る税制上の軽減措置等の拡充



要望先：財務省、国土交通省
県担当課：みどり自然課

◆提案・要望

- (1) 平地林の相続の際も農地と同様に平地林として維持することで、相続税の納税を猶予し免除する制度を創設すること。
- (2) 地方公共団体の条例に基づく指定緑地においても、特別緑地保全地区内の山林と同様に相続税課税評価が軽減される制度を創設すること。
- (3) 平成24年度から特別緑地保全地区の指定権限が市町村に移譲されるなど、緑地の保全に関わる地方公共団体の役割はますます大きくなっていることから、地方公共団体が保全のため公有地化する費用について、国庫補助率の引上げを図ること。
- (4) 緑地の公有地化に係る譲渡所得特別控除額を、道路や河川など公共事業と同様に土地収用法対象事業並みの5,000万円に引き上げること。
- (5) 相続で物納された平地林は、公売により第三者が購入した場合、平地林として保全されず開発されてしまうことがほとんどである。このため、地方公共団体への無償貸付など物納された平地林を保全するための制度を創設すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 本県は首都圏に位置しながら、武蔵野の面影を残す平地林、豊かに広がる田園や屋敷林など、長年にわたり人々に親しまれてきた身近な緑が多く残されている。しかし、都市化の進展などにより、緑が年々減少している。都市の中で守られてきた緑地は、生物多様性やヒートアイランド現象の緩和などの環境保全機能や保水・遊水機能、魅力的な街並みを生む景観形成機能など多様な機能を持っている。このため、自然と共生した快適な生活環境を確保するため、緑地の保全を図っていく必要がある。
- ・ 高額な相続税は、相続発生時に緑地を開発用地として転用・売却させる、緑地減少の大きな要因となっている。
- ・ 地方公共団体では、将来にわたって確実に自然環境を守っていくために緑地の公有地化に努めているが、厳しい財政状況の中で公有地化が進まない状況にある。
- ・ 相続税として物納された平地林は、保全の必要性を認識していても厳しい財政状況の中で地方公共団体が買取りによる対応ができない場合が多いため、物納された貴重な平地林については、地方公共団体が保全できる仕組みが必要である。

2 森林整備に対する助成制度の継続及び予算の確保【一部新規】



要望先：農林水産省、林野庁
県担当課：森づくり課

◆提案・要望

- (1) 森林の循環利用による地球温暖化防止への貢献等、森林が持つ公益的機能を持続的に発揮させるため、森林整備に対する助成制度の継続及び予算の確保を図ること。
- (2) 県民生活への悪影響などを防ぐため、ナラ枯れ被害対策に対する助成制度の継続及び予算の確保を図ること。

◆本県の現状・課題等

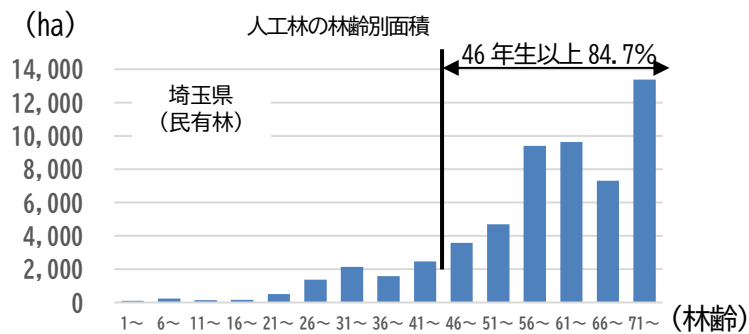
<森林整備に対する予算の確保>

- ・ 戦後植栽された人工林は木材価格の低迷などにより皆伐・再造林が進んでおらず、本県では46年生以上の森林が約8割を超えるなど、「森林の少子高齢化」が進んでいる。
- ・ 皆伐・再造林による森林の循環利用が促進されれば森林が持つ二酸化炭素の吸収能力が向上するほか、林業生産の活発化による雇用創出、木質バイオマスの活用等が図られ、山間地域の活性化が期待できる。
- ・ このため、国の助成制度を活用し皆伐・再造林を強力に進め、森林の循環利用を図っていく必要がある。
- ・ また、令和元年度から譲与が始まった森林環境譲与税は、森林所有者が経営管理できない森林や、所有者不明の森林等のうち、奥地など条件不利により意欲と能力のある林業経営体へ経営管理を委託できない森林において、市町村が所有者に代わり整備する費用に充てられるものである。
- ・ 整備費用に森林環境譲与税を充てられない森林においては、引き続き国の助成制度を活用して間伐等を適正に行い、公益的機能の維持・発揮をさせていく必要がある。
- ・ 従って、国の森林整備に関する助成制度の継続と必要な予算の確保は、県における森林整備を今後も適正に進めていくために必要である。

<ナラ枯れ被害に対する予算の確保>

- ・ ナラ枯れについては、県内では令和元年度に初めて被害が確認され、その後、県南部から中央部、県北部へと急速に被害が拡大している。
- ・ 地域住民等への悪影響が強く懸念される人家や公園、遊歩道沿いなどの場所を最優先とし、併せて景観を守る重要性の高い森林や、歴史的・文化的価値のある森林について対策を講じる必要がある。
- ・ 市町村において森林環境譲与税を活用した対策を実施しているが、なお不足する財源について、国の助成が必要である。

◆参考

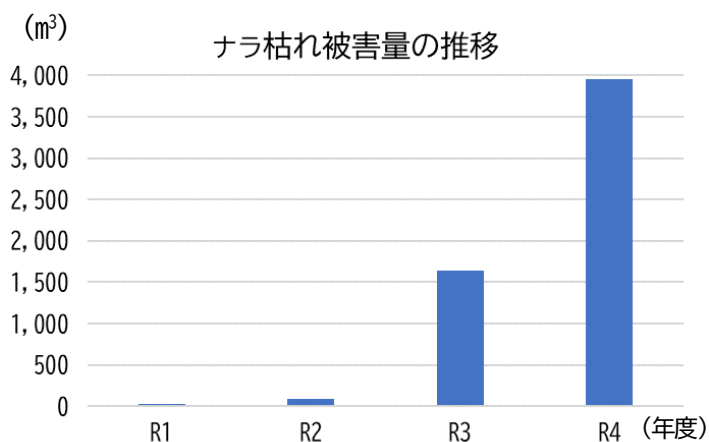


1年当りのおおよその炭素吸収量

(単位: t/ha・年)

	20年生 前後	40年生 前後	60年生 前後	80年生 前後
スギ	3.3	2.3	1.1	0.8
ヒノキ	3.1	2	1.1	0.3
天然林 広葉樹	1.4	1	0.3	0.1

出典: (独) 森林総合研究所温暖化対応推進拠点



■恵み豊かな川との共生



1 市町村による浄化槽整備の推進



要望先 : 環境省
県担当課 : 水環境課

◆提案・要望

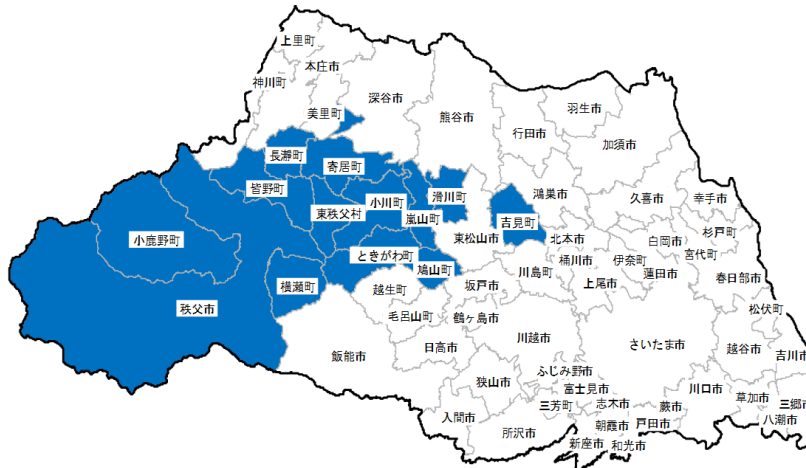
循環型社会形成推進交付金の公共浄化槽等整備推進事業の補助要件の緩和や浄化槽放流水の排水路の整備に対する補助制度の創設など、公共浄化槽の整備を促進するための措置を講じること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 河川の汚濁原因の約74%は生活排水によるものであり、生活排水対策の推進が急務となっている。そのため、県では浄化槽整備区域において補助事業により、単独処理浄化槽やくみ取り便槽からの合併処理浄化槽への転換を進めている。
- ・ 令和4年度補正予算から、公共浄化槽等整備推進事業の補助率2分の1の要件について、整備計画の年度毎の事業計画額のうち単独処理浄化槽・くみ取り層からの転換が6割以上（従前5割以上）に改正されたが、これにより補助率3分の1となる市町村では財政負担の増加が見込まれる。
- ・ 公共浄化槽（公共浄化槽等整備推進事業）の導入に当たっては、浄化槽の維持管理など将来にわたる財政負担や整備に必要となる浄化槽排水路整備に多額の費用を要するため、導入を検討する市町村の課題となっている。
- ・ また、公共浄化槽の導入に際して、条例の改正、設置工事の発注、使用料の徴収など市町村の事務が増加することも、公共浄化槽の導入が進まない一因となっている。

◆参考

○公共浄化槽導入市町村（令和4年度末時点 13市町村）



■資源の有効利用と廃棄物の適正処理の推進



1 放射性物質を含む浄水発生土の再利用の推進



要望先：国土交通省、環境省
県担当課：水道管理課

◆提案・要望

- (1) 放射性物質を含む浄水発生土の再利用に対する理解が得られるよう、浄水発生土の安全性及び再利用の促進について広く周知を行うこと。
- (2) 放射性物質濃度を低減させるための技術の開発や新たな再利用方法の研究など、浄水発生土の処分・再利用促進のための実効性のある具体的な方策を早急に進めること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 東京電力福島第一原子力発電所において発生した事故により、浄水場で排出される浄水発生土から放射性物質が検出されている。
- ・ 「放射性物質が検出された上下水処理等副次産物の当面の取扱いに関する考え方」により、放射性物質が検出された浄水発生土の処分・再利用についての基準が示された。
- ・ また、放射性物質汚染対処特措法により、放射性物質濃度が8,000Bq/kg以下である浄水発生土の処分については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に沿った取扱いを行うことが示された。
- ・ さらに、平成25年3月13日厚生労働省健康局長通知により、浄水発生土の園芸用土やグラウンド土への有効利用に関する基準も示された。
- ・ これらにより、検出される放射性セシウムの濃度によっては、園芸用土やグラウンド土への有効利用やセメント原料等への再利用が可能となっている。
- ・ 現在、浄水場で排出される浄水発生土の放射性セシウム濃度は、この基準を大きく下回っているものの、安全性に対する国民の懸念から事故以前のように園芸用土やグラウンド土として全量有効利用することが困難な状況にあり、事故以後はセメント原料としての再利用を余儀なくされ、多額の費用を必要としている。
- ・ また、事故当初に発生した高濃度の放射性物質を含む浄水発生土については、セメント原料等への再利用ができず、より高額となる埋め立て処分とせざるを得ない。予算の制約から、早急な全量処分は難しく、未だ大量の浄水発生土の保管を余儀なくされている。

◆参考

○保管を余儀なくされている浄水発生土（令和5年3月末現在）

浄水場での保管を余儀なくされている浄水発生土 約 34,000 トン

2 廃棄物の発生抑制・再利用の推進



要望先 : 農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省
県担当課 : 産業廃棄物指導課、資源循環推進課、建設管理課

◆提案・要望

<各種リサイクル関連法令の改正>

- (1) 製造事業者等の取組（環境配慮設計、軽量化、分別回収等）を推進するため、拡大生産者責任を徹底し、再商品化等料金を商品購入時に支払う制度とすること。
- (2) リチウムイオン電池等を使用する製品については、消費者が分別して排出しやすくする構造・製品表示を行うことで、安全かつ効率的なリサイクルの促進を図ること。
- (3) それらを実現するため、特定家庭用機器再商品化法等の各種リサイクル関連法令を改正し、関連制度を整備すること。

<プラスチック資源循環法の運用>

- (4) プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（以下「プラスチック資源循環法」という。）の運用に当たり、プラスチック使用製品廃棄物等の分別収集等に取り組む市町村や自主回収等に取り組む事業者の負担軽減を図ること。

<太陽電池モジュールのリユース・リサイクル>

- (5) 大量廃棄が見込まれる太陽電池モジュールのリユース、又はリサイクルを推進するため、引き続きリサイクルの技術開発を支援するとともに、社会的システムの構築に資する制度の整備など、必要な措置を講ずること。

<事業系食品ロス削減>

- (6) 事業系食品ロス削減に向けて、納品期限（いわゆる3分の1ルール）の緩和について、「全国一斉」商慣習見直し運動を実施しているが、中小の食品関連事業者が積極的に取り組める国民運動として展開をするとともに、制度化に向けて更に取り組むこと。

<石綿含有廃棄物の再生砕石への混入防止>

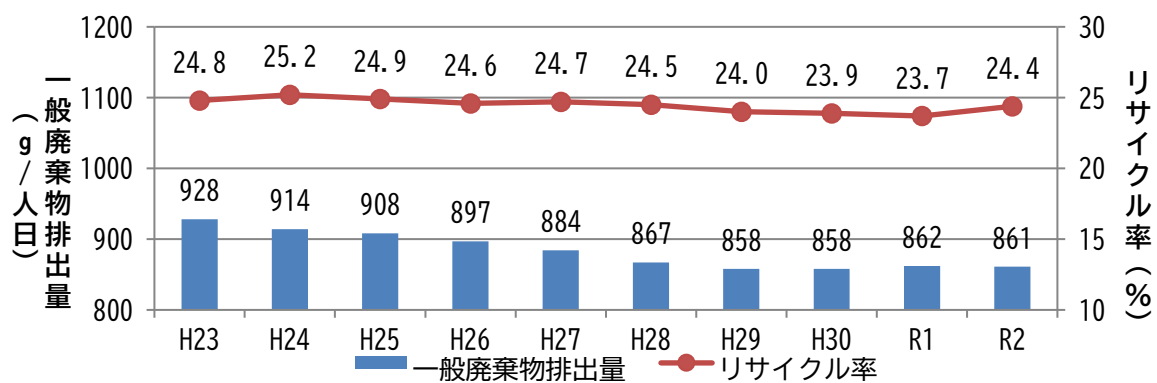
- (7) 石綿含有廃棄物の再生砕石への混入を防止するため、解体工事現場において石綿含有建材の分別排出が徹底されるよう、法制度を強化すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ リデュース・リユースの指標である本県の1人1日当たりの一般廃棄物の排出量は、近年は微増傾向であったが、令和2年度より減少に転じている。
- ・ また、一般廃棄物のリサイクル率は、横ばいで推移している。
- ・ 近年はリチウムイオン電池等の発火事故も年に数件発生していることから、適正な分別が十分でないことが伺え、リサイクルの妨げの要因の一つとなっている。
- ・ プラスチック資源循環法では、市町村がプラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び再商品化に必要な措置を講ずるよう努めなければならない、負担の大きい制度となっている。
- ・ 敷設された再生砕石中から石綿含有廃棄物が発見される事例が発生しており、建設資材のリサイクルを今後も推進していく上で、再生砕石の信頼性を確保することが急務となっている。

◆参考

○埼玉県の人1日当たりの一般廃棄物排出量（単位：グラム）とリサイクル率（%）の推移



3 PCB廃棄物の適正処理の推進



要望先：経済産業省、環境省
県担当課：産業廃棄物指導課

◆提案・要望

- (1) 全てのPCB含有機器を使用する事業者に対して、経済産業省が保有するPCB電気工作物データ等を活用し、令和9年3月の処理期限前に使用者が自主的に含有機器の使用を中止することを呼び掛けるとともに、その処理方法について周知する等、期限内の確実かつ適正な処理推進のため、効果的な広報を実施すること。
- (2) 低濃度PCB含有機器について、処分期限までに計画的に処理が進むよう、処理体制の充実・多様化や、使用廃止期限の法への明示等、早急に対策を検討すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 民間会社、鉄道事業者、学校、公共施設等で保管されているPCB廃棄物については、令和9年3月末までに確実に処分しなければならない。
- ・ 県内における使用中の機器を含めたPCB廃棄物の保管台数は、変圧器が約2.3万台、コンデンサーが約1万台、蛍光灯安定器が約6.3万台と推計されている。
- ・ これらのPCB廃棄物を期限内に適正処分するため、県では保管している事業者の掘り起こしや、定期的な立入検査による指導を実施している。
- ・ しかし、低濃度PCB含有機器はまだ使用中の機器が多い。使用中の機器について、所有者に自治体への届出義務がなく、法に使用廃止期限が明示されていないことから、事業者への周知や指導に苦慮している。

4 廃棄物の不適正処理事案対策としての原状回復基金の拡充と新制度創設



要望先：環境省
 県担当課：産業廃棄物指導課

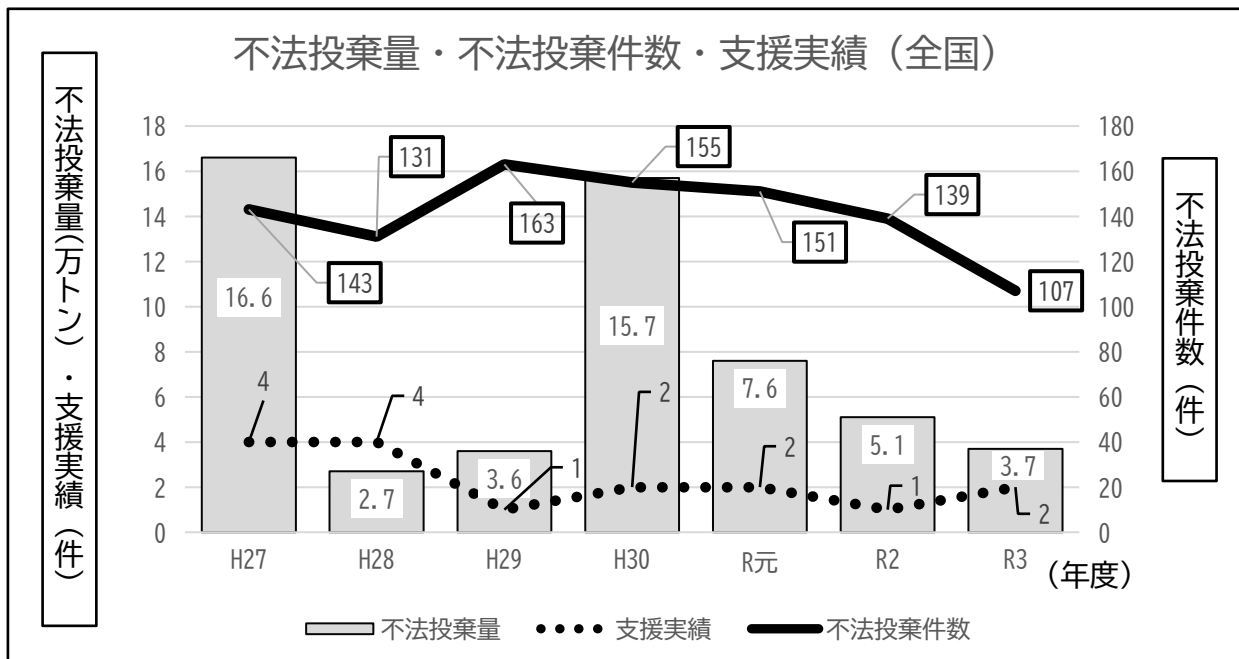
◆提案・要望

- (1) 不適正処理事案の是正を推進するため原状回復基金を増額すること。
- (2) 廃棄物処理法に基づく行政代執行事案以外のものであっても、生活環境保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがある事案であれば、原状回復基金による支援の対象とすること。
- (3) 産業廃棄物処理業者が行方不明や資金不足となった場合の不適正処理事案に対応するものとして、原状回復を目的とした廃棄物処理業者の強制加入保険制度や供託金制度を創設すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 廃棄物の放置等の不適正処理は、原因者がその原状回復を行うことが原則である。
- ・ 原因となる者は、排出者、廃棄物処理業者及び無許可業者であるが、いずれの場合も、資力不足や倒産、原因者の行方不明や死亡等により、廃棄物が放置される事案が多い。そのため、やむを得ず撤去等に取り組む都道府県にとっては、その経費が大きな財政負担となっている。

◆参考



※集計対象は、都道府県及び政令市が把握した産業廃棄物の不法投棄事案のうち、1件当たり10トン以上の事案

5 産業廃棄物処理施設の水源地等への立地規制の創設



要望先 : 環境省
県担当課 : 産業廃棄物指導課

◆提案・要望

- (1) 産業廃棄物処理施設の設置許可の基準について一層の明確化を図るとともに、環境保全が必要な水源地等への立地規制など地域の実情に応じた産業廃棄物処理施設の立地規制を行うことができるよう法整備を行うこと。
- (2) 水源地等の地域は水環境の保全が求められることから、これらの地域に近接した場所への産業廃棄物処理施設の立地を規制する許可基準を創設すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 産業廃棄物処理施設の設置については、立地を規制する定めがなく、水源地等であっても許可要件に合致すれば許可せざるを得ない。
- ・ いかなる保全措置を講じても、水源地との距離は市民の安心感に大きく影響する。

地球環境に優しい社会づくり



1 地球温暖化対策推進のための基盤整備【一部新規】



要望先：経済産業省、資源エネルギー庁、環境省
県担当課：温暖化対策課、エネルギー環境課

◆提案・要望

- (1) 地方公共団体が、温室効果ガス排出量を適切に把握できるよう、区域内の電気事業者別電気使用量を速やかに把握できる仕組みを早急に構築すること。
- (2) 地方公共団体の区域内における再生可能エネルギーの普及状況に関する適切な指標を示すこと。

◆本県の現状・課題等

- ・ 国は、電気事業者に対しては、電気関係報告規則に基づく定期報告（発受電月報）を求め、その内容を公表しているが、区域内の電気使用量を把握できる資料は公表されていない。
- ・ そのため、埼玉県内における電気使用量を把握することができず、温暖化対策の施策の効果を適切に評価することが困難である。
- ・ 国が公表している「自治体排出量カルテ」では、地域の再エネ自給率に関する指標として「対消費電力FIT導入比」を取り上げているが、発電量と電力使用量の比であり、現状の把握には限界があることから、国はより適切な指標を示すべきである。
- ・ 地域の再エネ自給率に関する適切な指標の設定のために、FIT・FIPの対象とならない発電設備による発電量を算定する必要がある。

2 ヒートアイランド対策の推進



要望先：国土交通省、環境省
県担当課：温暖化対策課

◆提案・要望

地方公共団体や事業者による効果的な対策実施を促進するため、広域的な実効性あるヒートアイランド対策を講じること。

◆本県の現状・課題等

- ・ ヒートアイランド現象は都市化した地域に共通する課題であり、地方公共団体の区域を超えた広域的な対応が求められているが、実効性ある対策が十分に行われていない。
- ・ 本県においては、熱帯夜や猛暑日数が増加傾向にあり、それに伴って熱中症救急搬送者数も増加している。
- ・ 国においては、緑地・水面の減少、人工物・舗装面の増加等による地表面被覆の人工化、都市への建築物への集積、人工排熱の増加等のヒートアイランド現象の原因の解消に向けた、実効性ある対策に対して技術的、財政的支援を講じる必要がある。

3 排出量取引制度の早期導入



要望先：経済産業省、環境省
 県担当課：温暖化対策課

◆提案・要望

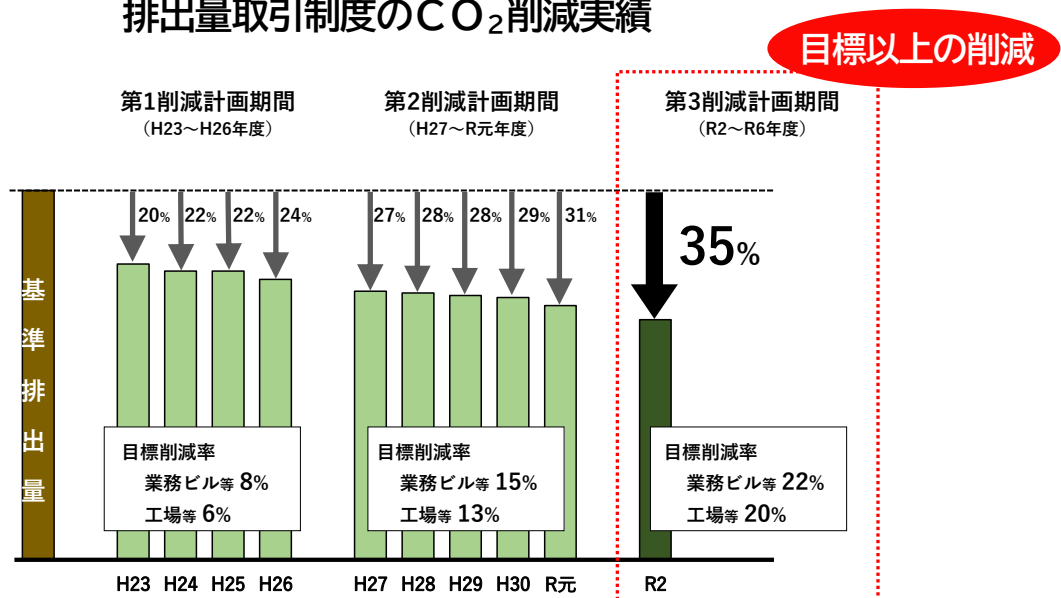
- (1) キャップ&トレード方式による排出量取引制度の創設について法制化し、早期導入を図ること。
- (2) 導入に当たっては、先行して取り組む本県や東京都の事業者にとって不利とならないような制度とすること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 国内における排出量取引制度については東京都が平成22年度から、本県は平成23年度から開始しており、本県、東京都ともに高い効果をあげている。
- ・ 地球温暖化対策は喫緊の課題であることを認識し、法制化により温室効果ガス多量排出事業所を幅広く対象とする排出量取引制度を速やかに全国的に導入する必要がある。
- ・ 排出量取引制度を導入するに当たり、先行している東京都や本県の制度により削減を進めている事業者にとって不利なものとならないよう、削減目標の設定等について配慮する必要がある。

◆参考

排出量取引制度のCO₂削減実績



4 地域と共生した太陽光発電施設の導入に向けた対応の強化



要望先：経済産業省、資源エネルギー庁
県担当課：エネルギー環境課

◆提案・要望

- (1) 地域との共生を前提とした太陽光発電施設の導入のため、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再エネ特措法」という。）ほか関係法令を早期に見直し、地域住民の理解を得るための制度的対応を速やかに講じること。
- (2) 関係法令に違反している案件については、速やかに、指導、改善命令、認定取消しなどの的確な措置を取るほか、発電事業者に対する十分な指導態勢を整備すること。
- (3) さらに、関係法令に違反する事案の発生を未然に防止する措置や、違反状態の早期解消を促す措置を設けるなど、実効性ある制度的対応を速やかに講じること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 再エネ特措法に基づく発電事業計画の認定を受けた再生可能エネルギー発電事業について、関係法令に違反する事案や、安全面、防災面、景観や自然環境への影響面で地域住民への配慮を欠く事案が発生しており、県内で大きな問題となっている。
- ・ 県ではこれまで、市町村における太陽光発電施設設置ガイドラインの作成や条例制定に関する助言などの支援を通じて、適正な太陽光発電施設の設置が図られるよう取り組んできた。
- ・ しかし、そうした不適切な事案の発生を未然に防ぎ、あるいは速やかな是正を求めるためには、地方公共団体の条例等による規制やガイドラインによる指導で対応するには限界があり、再エネ特措法や電気事業法に基づく権限を有する国が制度的対応を行う必要がある。

5 下水道の地球温暖化対策に関する技術支援等の拡充



要望先：国土交通省
 県担当課：下水道事業課


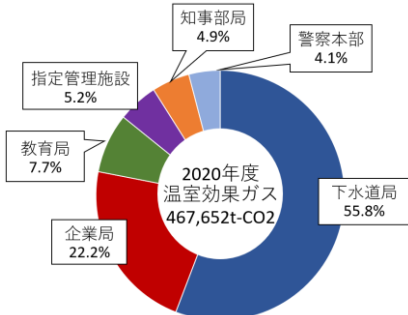
◆提案・要望

下水道事業の地球温暖化対策を推進するため、下水道革新的技術実証事業などの地球温暖化対策の推進に資する技術開発・事業化のための実証実験や施設建設に対する財政支援を充実させること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 流域下水道事業では、県内の家庭や工場などから排出される下水を河川に放流できる水質にするため、多くのエネルギーを費やして処理を行っている。また、下水処理で発生する汚泥を焼却処理する際にも温室効果の高い一酸化二窒素が発生している。
- ・ 地球温暖化対策の重要性は年々高まっており、これらの温室効果ガスの排出削減は急務となっている。
- ・ 流域下水道事業では温暖化対策のため、水処理工程への超微細散気装置の導入や、汚泥消化・バイオガス発電施設の導入など、省エネルギー・創エネルギーの取り組みを行ってきたところだが、令和3年度に閣議決定された温室効果ガス削減目標を達成するためには、既存の技術だけでは削減に限界があるため、今後も新たな技術開発が必要となっている。
- ・ 国土交通省が新技術の開発を目指して行っている下水道革新的技術実証事業は、これまでも多くの下水処理の効率を改善する有用な技術の導入をもたらしてきた。
- ・ 当該事業は実証実験の採択を受けると、機器の設置や実験の実施について全額補助となるほか、実証終了後に技術導入のガイドラインが作成される等、技術普及にも資する仕組みになっている。
- ・ しかし、予算の制約のため近年は実証事業の採択は年間3件程度に留まっており、このままでは下水道施設における2050年カーボンニュートラルの実現は困難になると考えられる。
- ・ 今後は、このような事業を更に拡充し、温暖化対策に資する技術開発の加速と実用化の促進を図ることで、下水道施設の温暖化対策を強力に推進する必要がある。

◆参考

	 <table border="1"> <caption>2020年度 温室効果ガス 467,652t-CO2</caption> <thead> <tr> <th>施設</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>下水道局</td> <td>55.8%</td> </tr> <tr> <td>企業局</td> <td>22.2%</td> </tr> <tr> <td>教育局</td> <td>7.7%</td> </tr> <tr> <td>指定管理施設</td> <td>5.2%</td> </tr> <tr> <td>知事部局</td> <td>4.9%</td> </tr> <tr> <td>警察本部</td> <td>4.1%</td> </tr> </tbody> </table>	施設	割合	下水道局	55.8%	企業局	22.2%	教育局	7.7%	指定管理施設	5.2%	知事部局	4.9%	警察本部	4.1%
施設	割合														
下水道局	55.8%														
企業局	22.2%														
教育局	7.7%														
指定管理施設	5.2%														
知事部局	4.9%														
警察本部	4.1%														
<p>【写真】汚泥消化タンク・バイオガス発電施設 令和3年11月に稼働開始した中川水循環センター（三郷市）の当該施設にも、過去の下水道革新的技術実証事業で開発された新技術の一部が使われている。</p>	<p>【図】埼玉県庁の部局別温室効果ガス排出状況 流域下水道事業から排出される温室効果ガスは、県の施設全体からの排出の約6割にもなっている。</p>														

■公害のない安全な地域環境の確保



1 東京電力福島第一原子力発電所事故への確実な対応



要望先：文部科学省、資源エネルギー庁、環境省、原子力規制庁
県担当課：環境政策課、水環境課、企業局総務課、下水道管理課

◆提案・要望

- (1) 放射性物質汚染対処特別措置法等に基づき除去した土壌の適切な処理が進むよう、国の責任において処分基準を定めるとともに具体的な手法を示すこと。
- (2) 東京電力福島第一原子力発電所の事故により地方公共団体が支出した放射線対策のための費用については、事故がなければ生じることのなかった損害であることから、その範囲を幅広く捉え、東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という）による賠償が確実に行われるよう国が責任を持って、東京電力を指導及び支援すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 東京電力福島第一原子力発電所の事故により生じた、汚染された土壌等の処理や損害賠償などの課題が依然として解決していない状況である。
- ・ 本県でも、放射性物質汚染対処特別措置法に定める汚染状況重点調査地域に指定されている三郷市、吉川市では、除染に伴い生じた合計7,284m³の除去土壌を学校、公園等で現場保管、又は仮置場で保管している（令和5年3月末現在）。また、それ以外の地域でも、国のガイドラインに準じて同様の措置を実施している。
- ・ しかし、除去土壌の処分の基準が定まっていないことから処分が進まず、現場保管等の期間も長期化しており、地域住民の安全・安心の確保のため、国による早期対応が求められている。
- ・ 東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う放射性物質の汚染に対し、地方公共団体は空間放射線量、食品・飲料水等の放射線量の測定、除染の実施、その他広報活動など地域の安心・安全の確保を目的に様々な対策を実施している。
- ・ こうした対策は事故がなければ必要のなかった業務であることから、県は、令和3年度分までの費用として東京電力に約108億円の損害賠償請求を行い、令和5年3月末現在、約57億3千万円が納付されている。

2 光化学オキシダント対策の推進及びPM2.5（微小粒子状物質）に係る取組の強化



要望先：環境省
県担当課：大気環境課

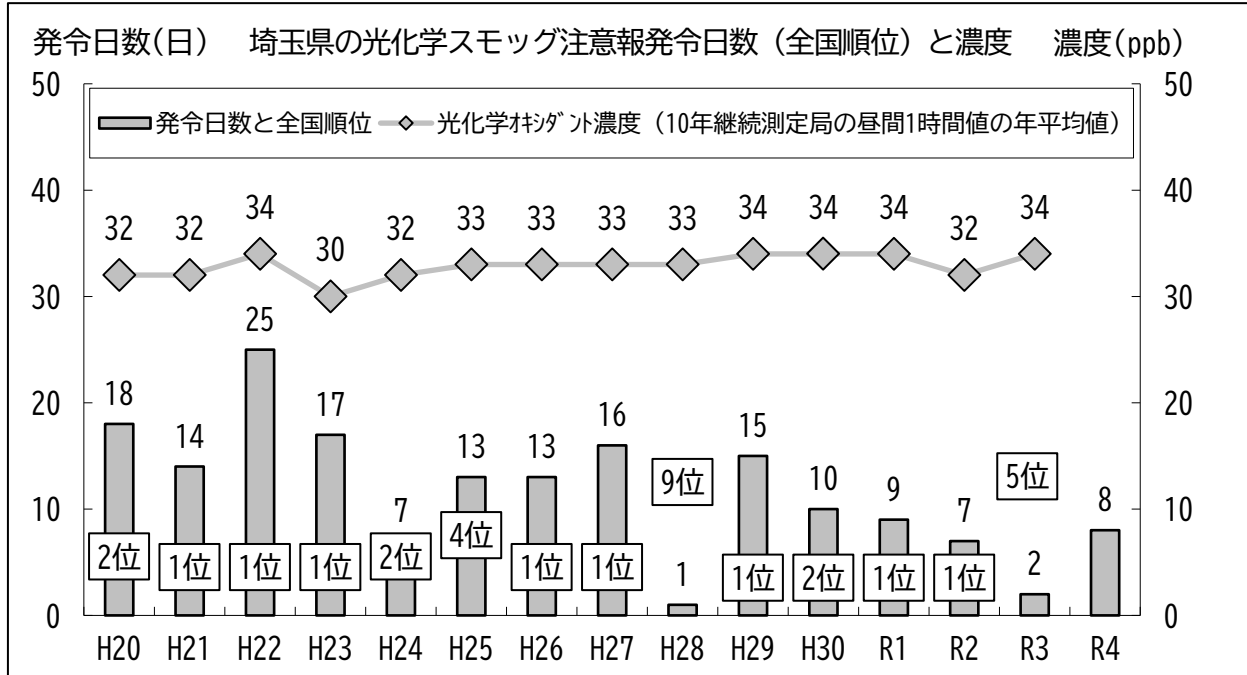
◆提案・要望

- (1) 光化学オキシダント及びPM2.5の生成メカニズム等の詳細な解明を早期に行うこと。
- (2) 光化学オキシダント及びPM2.5の原因物質であるVOC（揮発性有機化合物）について、排出量の更なる削減に向けて、新たな削減目標を設定するなど、総合的な削減対策を推進すること。
- (3) VOC排出抑制策における事業者の自主的取組が一層推進されるよう、中小事業者への財政支援を行うなど必要な措置を講じること。また、公共調達におけるVOC排出抑制への取組みが推進されるよう、グリーン購入法等においてVOC対策の配慮事項を拡大するなど必要な措置を講じること。
- (4) 新車時の排出ガス低減性能が使用過程でも維持されるための技術開発に資する調査研究を行うこと。また、実走行時の排出ガスの状況を的確に把握できる測定法の導入及びディーゼル重量車の実走行時の排出ガスを低減させる措置を講じること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 本県の光化学オキシダント環境基準達成率は長年0%であり、また、本県のPM2.5環境基準達成率は平成30年度に初めて100%に達したことから、安定的に環境基準を達成させていく必要がある。
- ・ 光化学オキシダント及びPM2.5の原因物質であるVOCについて、法規制と自主的取組を組み合わせた現行の排出抑制制度は、近年においては削減が鈍化傾向となっており、光化学オキシダント及びPM2.5の大幅な改善は見込めない状況となっている。
- ・ 自動車からの排出ガスについては、依然として光化学オキシダント及びPM2.5の原因物質であるVOCやNO_x等の主要な発生源となっている。
- ・ このような状況の中、大気環境の更なる改善に向けて、光化学オキシダント及びPM2.5の生成メカニズム等の詳細な解明を早期に行うとともに、今後も継続的な自動車排出ガス対策を実施するなど、行政区域を超えた総合的かつ広域的な原因物質削減対策を推進することが重要である。

◆参考



3 大気汚染防止法に基づく石綿規制の強化【一部新規】



要望先：環境省
県担当課：大気環境課

◆提案・要望

- (1) 建築物等の解体等工事の周辺における大気中の石綿濃度について、評価基準を設定すること。
- (2) 大気汚染防止法の規定に基づき実施する、建築物等の解体等工事前における特定建築材料使用の有無についての調査及び特定工事*における特定粉じん排出等作業の完了確認について、特定工事の関係者と直接の利害関係のない第三者が実施することを明確に規定すること。
- (3) 建築物等の解体等工事が特定工事に該当するか確認するための分析調査について、特定工事の関係者と直接の利害関係のない第三者が実施することを明確に規定すること。
- (4) 大気汚染防止法の規定に基づき実施する、建築物等の解体等工事前における特定建築材料使用の有無の調査について、実施せずに建築物の解体等工事を実施した場合の罰則について規定すること。
- (5) 大気汚染防止法の規定に基づき実施する、建築物等の解体等工事前における特定建築材料使用の有無の調査の必要性及び工事費等の面で適切な飛散防止対策の確保のために負うべき責任について、建築物等の解体等工事の発注者に対して効果的な広報を実施すること。

*特定粉じん排出等作業を伴う建設工事

◆本県の現状・課題等

- ・ 本県では、建築物の解体等工事の周辺で大気中の石綿濃度を測定している。しかし、評価基準が設定されていないため、測定された石綿濃度の取扱いに苦慮している。
- ・ 現在は、大気汚染防止法の特定粉じん発生施設^{※1}に適用される敷地境界基準^{※2}や国の建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル（令和3年3月）の目安^{※3}を参考にしている状況である。

※1 特定粉じん発生施設：解綿用機械、紡織用機械、切断機等（石綿を含有する製品の製造の用に供する施設に限り、湿式及び密閉式のものを除く。）

※2 石綿の濃度 10 本/L

※3 石綿繊維数濃度 1 本/L

- ・ 建築物等の解体等工事前における特定建築材料使用の有無についての調査及び特定工事における特定粉じん排出等作業の完了確認については、不正行為を防止し、より高い信頼性を確保するため、直接の利害関係のない第三者が実施する必要がある。
- ・ 建築物等の解体等工事が特定工事に該当するか確認するための分析調査について、不正行為を防止し、より高い信頼性を確保するため、直接の利害関係のない第三者が実施することを明確に規定する必要がある。

- ・ 令和4年4月1日より、建築物の解体等工事時における石綿の飛散流出防止を目的とし、建築物等の解体等工事前における特定建築材料使用の有無についての調査が義務付けられたが、調査そのものを実施させるための確実な担保がない。
- ・ 建築物等の解体等工事前における特定建築材料使用の有無についての調査の必要性及び工事費等の面で適切な飛散防止対策の確保のために負うべき責任について、建築物等の解体等工事の発注者に対して周知徹底する必要がある。

4 ヘリウムガスの需給ひっ迫に対する対応【新規】



要望先：経済産業省、環境省
 県担当課：水環境課、大気環境課

◆提案・要望

- (1) 環境分析において、ヘリウムガスに替えて、窒素ガス等を使用しても精度を確保できる分析手法を早急に確立し、公定法に採用すること。
- (2) 代替のキャリアーガスとして水素ガスを使用する際に必要となる分析機器の改良や付属設備の整備について、分析機関に対する財政的支援制度を設けること。

◆本県の現状・課題等

- ・ ヘリウムガスは天然ガスを分離・精製して生産しており、ウクライナ侵攻に伴う天然ガス供給体制の混乱等の要因から、需給がひっ迫している。
- ・ 分析機関の中には測定に必要なヘリウムガスの確保に支障が生じているところがあり、この状態が長期化するおそれがある。
- ・ ヘリウムガスはダイオキシン類や揮発性有機化合物の測定に必須なガスで、試料を分析機器に運び分離するためのガス（キャリアーガス）として使用され、同じ目的で窒素ガスや水素ガス等も使用されている。
- ・ 他のガスと比べ、ヘリウムガスは、分離能力や安全性の面で優れており、環境分析における公定法でヘリウムガスの使用が指定されている場合が多い。
- ・ そのため、公的な分析においては、他のガスへの変更ができない中、ヘリウムガスを安定的に確保することが困難な状況となっている。
- ・ また、水素ガスは可燃性があり反応性が高いため、キャリアーガスとして使用する場合は、分析機器の改良や付属設備の整備を行い、安全を確保する必要がある。

◆参考

○各キャリアーガスの特徴

ヘリウムガス	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在入手困難となりつつあり、他のガスと比べ元々高価だったが、さらに高騰している。 ・ 試料の分離能力が高く、精度の高い測定が可能。 ・ 安全性が高いガスで特別な安全装置を必要としない。
窒素ガス	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在でも安価で入手しやすい。 ・ 安全性が高いガスで特別な安全装置を必要としない。 ・ 分析条件等を変えずにヘリウムガスの代替として使用すると、試料の分離能力が低下して精度が下がる場合がある。
水素ガス	<ul style="list-style-type: none"> ・ ヘリウムガスと比べ安価で現在でも入手しやすい。 ・ 試料の分離能力が高く、ヘリウムガスの代替として使用可能な場合が多い。 ・ 水素ガス自体に爆発性があり、使用には安全確保のための設備の追加が必要。